

草津市給与支払報告書提出方法

○ 事業者のみなさんへ

滋賀県と県内全ての市町において、平成28年度から所得税の源泉徴収義務のあるすべての事業者に対して個人住民税の特別徴収による納入を推進することとなりました。

平成28年度より、草津市では給与支払報告書の提出に係る様式、手続きを次のとおりとしています。

○ 様式、手続き

給与支払報告書提出の際に、普通徴収を希望する従業員については、個人住民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)に項目ごとの人数と、合計人数を記載し、その下に普通徴収を希望する従業員の個人別明細書を綴じる。

eLTAX(電子申告)や光ディスクなどの電子データによる給与支払報告書の提出をされる事業所は、個人明細書の給与支払報告書データレコード「86摘要」欄項目先頭に該当する切替理由(a~e)を入力し、「134普通徴収」欄に「1」を入力してください。この場合、「個人住民税の普通徴収への切替理由書」の提出は必要ありません。

なお、光ディスクで摘要欄に記載できないときは、個人住民税の普通徴収への切替理由の紙媒体を光ディスクとともに提出してください。

○ 草津市で普通徴収が認められる一定の理由

- 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- 給与支払額が少なく(96.5万円以下)、個人住民税を特別徴収しきれない者
- 給与の支払期間が不定期(例:給与の支払が毎月ではない)
- 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者または乙欄該当者

e. 専従者給与を支給されている者(個人事業主のみ該当)

※ 紙面にて提出される場合は、右部を切り取って使用ください。

<留意点>

- この「個人住民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)」は、給与支払報告書を提出する際、普通徴収への切替が必要な場合に使用するものです。
- 「個人住民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)」の該当項目(a~e)に対象者の人数と合計人数を記載してください。
- 普通徴収とする場合、普通徴収対象者の個人別明細書の数と「個人住民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)」に記載の普通徴収合計人数が合うようにしてください。
- 「個人住民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)」の項目に該当しない場合は、パート・アルバイトであっても原則特別徴収をしていただかなければなりません。
- 綴る順番は、上から順に①給与支払報告書(総括表)②給与支払報告書(個人別明細書:特別徴収分)③個人住民税の普通徴収への切替理由書(仕切紙)④給与支払報告書(個人別明細書:普通徴収分)としてください。

【提出先】

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市役所 税務課 市民税係

TEL 077-563-1234(代表)

077-561-2309(直通)

FAX 077-561-2479

e-mail zeimu@city.kusatsu.lg.jp

普通徴収への切替理由書(仕切紙)

この紙の下に個人住民税を給与から引き去りできない方の給与支払報告書を綴ってください。

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替事由 (下記5項目以外の理由は特別徴収となります)	人数
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく(96.5万円以下)、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間が不定期(例：給与の支払が毎月ではない)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者または乙欄該当者	人
e	専従者給与を支給されている者(個人事業主のみ該当)	人
普通徴収合計人数		人

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号(a・b等)を記入してください。
 ただし、乙欄該当者と退職者(予定者含む)は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。
 なお、摘要欄に記入がない場合、特別徴収での取り扱いとなりますので、ご了承ください。
 ※切替理由書(仕切紙)がない場合は全従業員が特別徴収の対象となります。

事業所名	
指定番号 (不明な場合は空欄可)	